

企業の社会的責任論に関する学史的一考察

－CSRの概念的基礎－

安兌嬾*
thahn@changwon.ac.kr

＜目次＞

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. はじめに | 5. CSRの概念的基礎－バーナードの経営学説 |
| 2. CSR概念の検討 | に基づいて－ |
| 3. CSRのストックホルダー的企業観 | 6. おわりに |
| 4. CSRのステイクホルダー的企業観 | |

主題語: 企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility : CSR)、CSR概念(CSR concept)、ストックホルダー的企業観(Stockholder's view of company)、ステイクホルダー的企業観(Stakeholder's view of company)、バーナード理論(Barnard's theory)

1. はじめに

本稿では今まで行われてきた主要なCSR論を取り上げ、その基本的性格を明らかにすべく、CSR概念の現状と課題について考察する。CSRの現実の課題に向かうためには、CSR研究の革新が何よりも必要であると考えられるからである。

今日における企業(本研究では企業を株式会社企業に限定している)は、人々の生活に強い影響力を及ぼしているために、それに伴う責任も大きいという考え方がすでに定着している。そのような責任というのは、道徳的な原則でもあるといえるが、チェスター・バーナード(1938)が「道徳水準の評価と責任能力が混同されている・・・責任とは、各自に内在する道徳性がどんなものであっても、それが行動に影響を与えるような個人の資質である」¹⁾と主張するように、責任には、責任を負えるような能力が前提とされる。この責任を負えるような能力というのは、行為の結果における異なる効果を表しているのであろう。すなわち、人間は誰でも平等な存在であるが、行為の結果においては必ずしも平等ではないと

* 창원대학교 문화테크노학과 조교수

1) Barnard(1938), pp.266-267・バーナード(1968), pp.278-279

いうことである。「協働システム」²⁾における「構成員は個人意識と共同体意識の二重意識をもつ存在」³⁾であるため、その共同体意識から創られた組織である企業の場合、その分責任も重大であるといえよう。企業は利潤を追求する経済的主体でもあるが、決して経済的価値基準のみを受容するのではなく、より包括的な価値基準に立って企業経営を行い、社会的責任を負うべきだと考えられる。なぜならば、「現実の企業は、…現実には生きているわれわれ個人にとって、…さまざまな機能をもった多面的な存在である」⁴⁾からである。つまり、CSRというものの根源には人間そのものが存在している。学問的にも、実践的にも、そのような発想からなるCSRの展開こそ、人間社会の発展に寄与するものになるであろう。

以下第2節では、先行研究における「社会的」という概念に焦点を合わせ、基本的なCSR概念について検討する。第3、4節では、従来のCSR論において一般的に議論されてきたCSR否定論と肯定論という対比図式に基づき、CSRにおけるストックホルダー的企業観とステイクホルダー的企業観について考察する。そして第5節では、バーナードの経営学説からみるCSR概念を概観し、それに基づくCSRの概念的基礎を示したい。

2. CSR概念の検討

責任(responsibility)とは、「応答する」(respond)と「能力」(ability)の合成語であるが、谷口(2012)によれば、「能力」(ability)の特性は、常に「開かれており」、それは「可能性」を示しているということであるため、責任(responsibility)は、「応答可能性」を意味するという⁵⁾。本稿で主張する「責任」概念は、基本的にこの谷口による「責任」の捉え方に基づいている。「企業の社会的責任」というのは、時代的な状況の変化と社会からの要請による必然的な産物にほかならず、CSRに対する議論と実践の方向は、状況の変化と社会的要請に適切に対応で

2) バーナードによれば、協働システムとは、「少なくとも一つの明確な目的のために二人以上の人々が協働することによって、特殊の体系的関係にある物的、生物的、個人的、社会的構成要素の複合体」という。Barnard(1938), p.65・バーナード(1968), p.67

3) 三戸によれば、バーナードの言う協働システムの構成員は個人意識と共同体意識の二重意識の所有者であるとしており、共同体意識によって生み出され支持されている組織の成文化した法・規制は、当然のこととして構成員諸個人によって必然的に受容され、服従されることになるという。三戸(2002), p.192

4) 土屋(1991), pp.201-202

5) 谷口(2012), p.55

きるようなものとして求められることになる。すなわち、CSRの変化を捉える必要は疑いえないが、同時にその普遍の面を正確に認識することが重要となろう。CSRの普遍的性格を捉えるためには、企業とは何か、そもそも企業の存在理由は何に求められるのか、という基本的な問題を明確にする必要がある。

企業の本質に関する常識論は、営利性を企業の本質と見なす経済学的企業像である。利潤追求、利潤の極大化こそが企業の存在理由であるという考え方が人々の企業観として染みついていないことは否定できない。しかし、株式会社企業が利潤獲得を「活動目標」とすることは合理的であるが、そのことと、利潤追求を企業の「目的」と規定することは全く別の論理である。利潤目的論は経済学モデルにおける企業概念を基礎とする一元的企業目的論にすぎないが、極大利潤目的論に至っては、非現実的な仮説と言わざるを得ない。

これに対して、経営学における企業は事業経営体としての企業にはかならない。「事業」なくして資本も組織も意味を為さない。その点で、資本(利潤)や組織(存続)を目的とする通説は誤りであり、原理的には、「事業」こそ、企業の目的要因であり存在理由なのである。したがって、企業が利潤追求を目標とする経済的主体であるとはいえ、経済的価値基準のみを受容して行動するのではなく、より広範かつ多様な価値基準に立って事業経営を行い、より広範かつ多様な利害関係者に対する責任を負う存在であると考えられる。

現代的企業における経営上の権限は株主から経営者に委譲されている。それゆえ、CSRは経営上の権限をもつ経営者の社会的責任として見なされる場合がある。高田(1974)によれば、CSRとは「経営者がその環境諸主体の主体性を尊重するためになすべきことを決めねばならないということ、そして、そのなすべきことをなさねばならないということ」⁶⁾であるという。このように、経営上の権限者が経営者である以上、CSRをトップ経営者の社会的責任と捉えることができる⁷⁾。

勝部(2004)が『『会社それ自体』を会社という法人を指すものと見る限り、人間とは異なり『会社それ自体』には生産活動を具体的に展開していくための意思や意識は形成し得ない……人間である経営者を登場させることによって、初めて『会社それ自体』は意思や意識を形成することが出来、また、企業戦略を展開出来るのである⁸⁾と主張するように、企業そのものが責任の主体となるのではなく、企業と利害関係者との調和を創造する経営者こそが責

6) 高田(1974)、p.13

7) ただし、「経営組織における階層組織の形態が変化し下層の人びとの自由裁量が広くなるにつれて、責任の担い手は経営者のみならず管理者、労働者にまわっていることに留意しておかなければならない」吉原(1982)、(山本・加藤編)、p.378

8) 勝部(2004)、pp.186-187

任の主体であるべきではなかろうか。なぜならば、小笠原(2004)が「株式会社所有論の意味するのは、会社の所有資産を統治する意思主体の如何に関する問題であって、その内実は経営支配=統治権(government)の問題にほかならない…統治主体が自己の意思をもって経営の実践原理を支配することを強く志向することが、すべての出発点である…このような統治機能をめぐって展開される経営者の『経営責任』の問題、『経営体』⁹⁾の『社会的責任』の問題こそ企業統治論の主題となる」¹⁰⁾と主張するように、統治者である経営者の支配機能が極めて重要と見做し得るのである。

このように見れば、「企業の社会的責任」の責任主体は二重構造になっていると言える。まず事業の行動主体として、社会的制度としての企業が責任主体であるが、それと同時に、その企業の統治主体である経営者が企業行動に対する責任主体となるということを意味している。

このようなCSRの主体の根源には、社会全体を構成している人間そのものが存在しているといえよう。村田(1984)はバーナードの「協働システム」¹¹⁾概念に基づいて、協働システムにおける「物的要因は財務システムであり、生物的要因は人間の生物的要因を含んだ、ヒトのシステム、社会的要因は協働システムと個人との関係、および協働システムと他の協働システムとの関係からなるシステムである。そして、組織は恰も人間の能動活性のごとく、協働システムにあって他の諸要因、物的、生物的、人的、社会的要因、を統合するところの、人間の能動活性の場である…人間と協働システムは同型な有機体として捉えられる」¹²⁾という。つまり、「経営体の基盤には『人間』が位置している」ということである¹³⁾。

9) 本研究における「経営体」という概念は山本安次郎教授による経営体概念に基づいている。山本(1964)は、「事業、企業、経営」の諸要素を全て包括した統一的存在として経営体を捉えている。「事業」とは、「一定の製品またはサービスを市場に継続的反覆的に提供する」ことであり、後述の「企業」にとっては投資対象であり、「経営」にとっては行為の対象であることを示しており、企業も経営もその事業を基盤としている。「企業」とは、「投資のための資本結合の組織」であり、「資本所有に基づく事業の意思主体」であることを示す。つまり、「日常の用語法と異なり、より抽象的な概念」であり、「端的に資本結合のシステム」である。そして「経営」とは「何よりも先ず何等かの事業を経営する作用・能力」のことであり、「経営すること」自体を示す。すなわち、「経営」は「事業の経営作用(事業経営)」を意味し、基本的には行為概念であるが、同時に経営作用の人格的主体たる経営者の経営能力を含意している。小笠原は、そのなかでも「事業」を「経営体の社会的使命」として位置づけている。それは「事業なくして経営体はない」からであり、「社会の要求なくして事業はない」からであるという。小笠原(2004)、p.34・小笠原(2010)、p.24・山本・加藤編(1982)、p.49・山本(1964)、p.30、p.56、p.65、p.77

10) 小笠原(2004)、pp.145-149

11) Barnardによれば、「少なくとも一つの明確な目的のために二人以上の人々が協働することによって、特殊の体系的関係にある物的、生物的、個人的、社会的構成要素の複合体」であるという。Barnard(1938)、p.65・バーナード(1968)、p.67

山本(1982)が指摘しているように、もともと「経営の原型は人間生活そのものにあり、その存続も発展もすべて直接間接に社会的な人間生活の要求を原動力とし、経営存在が人間生活に規定せられ」ていたが、株式会社という企業形態が現れるようになって「事業の経営主体が商人や企業者という個人から株式会社という団体へ転換することによって初めて従来の人間中心の考え方とは異なる営利主義的合理主義の純化が可能と」なったという¹⁴⁾。

以上のように、まずはCSRの主体とは何なのか、またはCSRの主体の根源に存在するものは何なのかといったことについて改めて考察することが不可避となる。CSRにおいては、何よりも人間そのものを尊重し、人間社会の繁栄のための多面的な価値基準を認めるということが重要であろう。そのような多面的な価値基準に配慮した企業経営こそ、社会から求められるCSRであるといえよう。

それでは、CSRにおける「社会的」という用語が意味しているのは何なのか。一般的には、企業の経済的側面に対する経済外的側面のことを社会的側面として捉えることが多い。以下では、CSRに関するいくつかの議論を取り上げ、それぞれの観点からみる「社会的」という意味について概観してみることにする。高田(1974)によれば、広義の社会的責任を負うべき相手を、経営者をとりまく諸種の主体である環境主体(利害関係者集団, interest groups)として示しており、その複数の環境主体との間にもつ関係が「社会的(social, societal)」という言葉に含意されるという。そして、経営者が広義の社会的責任を負うべき相手方として自覚した環境主体を「主観的な環境主体」とし、その環境主体が増加する順序や速度は企業によって、また、業種や国民によって異なるという¹⁵⁾。つまり、環境主体である利害関係者集団(ステイクホルダー)に対して経営者が負うべき責任を社会的責任としてとらえているといえよう。

櫻井(1976)は、「社会的なる概念は責任対象としての社会ないし公共に関係するが、それはまた企業が公共に対して果たすべき責任の内容あるいは性格とも関連する」とし、「社会的」なる用語は、狭義には、株主の利益と対比される「社会の利益」ないし「公共の利益」を、

12) 村田(1984)、pp.54-55

13) 小笠原(2004)、p.70

14) 山本(1982)[山本・加藤編(1982)]、pp.14-18

15) 高田によれば、社会的責任の「社会的」の意味は狭義、広義、最広義の3種に分けられる。狭義の意味は、非経済的・非金銭的と同一視する解釈であり、広義の意味は、経済的責任と狭義の社会的責任とを含めた上位概念であるとされる。そして以上のような社会的責任の「内容」に関するものだけではなく、「対象」に関する意味も含まれる、いわば、広義の社会的責任を誰に対して負うかという解釈を最広義の意味としてとらえる。また高田は、環境主体の概念には客観的概念と主観的概念に区別されるとし、損益計算書の項目によってははっきり把握できるものを客観的環境主体としてとらえる。高田(1974)、pp.1-7

広義には、「企業環境構成主体すべての利益」もしくは「構成主体の期待ないし価値」を指すという。そのうえで、現代企業においては後者の広義の社会的概念が妥当であるとされる¹⁶⁾。このように櫻井は、社会的責任の「社会的」という用語をすべての「企業環境構成主体」として捉えているといえよう。

西尾(1982)は、「『社会的』という意味は、経営主体が経営理念に基づく活動の中で直接、間接の利害関係者集団との関係ないし結合において利害集団者間の主体性尊重、すなわち人間尊重の意味である。実際は、この尊重に対して企業の責任が問われることになる……とくに社会的責任は経済的責任のみならず広く環境主体のもつすべての欲求を満足せしめるとき全人的責任において解せられなければならない」¹⁷⁾と主張する。このように西尾は、社会的責任の核心的概念を環境主体に対する尊重として理解するべきであり、「社会的=人間尊重」と捉えているといえよう。

一方で、デイビス&ブロムストロム(1975)は「全体社会システム」という概念を取り上げ、社会的責任を次のように説明している。「社会的責任は、公共の利害を考慮するものであり、全体社会の繁栄を保護し、改善する意思決定者の義務である。社会的責任の実体は、他人の利害に影響を及ぼす人間行動の結果に対する懸念から現れる。例えば、経営者が汚染された川を公共の問題として捉えた場合、経営者の意思決定による行動によって解決できることもある。しかしながら、社会的責任の発想は、経営者が全体社会システムにおける行動を考慮にいれ、それがどのようなシステムであつても、自分の行動の結果に対して責任を持つように求められることである。したがって、社会的責任は全体社会システムを見る人間の視野をさらに広げる。もし、ある個人の主な準拠枠が自分自身に限定されている場合、彼の価値と社会の価値は対立し、反社会的な行動が起こるかもしれない。また、彼の価値が特定の集団や組織に主に限定されている場合、彼は集団や組織のために積極的な行動する傾向がある。しかし、もし彼が全体システムの観点から物事を考えるようになれば、彼の行動には社会的価値が確立される。そうなれば、特定の組織においても社会的価値が確立されるようになる。正にそのようなことが社会的責任の本質である」¹⁸⁾という。このようなデイビス&ブロムストロムの主張は、経営者が社会的責任を認識して実行に移す前に、自らの価値観を社会という全体システムの観点から捉え直すべきであるということであろう。

16) 櫻井(1976)、pp.12-13

17) 西尾(1982)、p.177

18) Davis and Blomstrom (1975), pp.39-40

以上のような議論からCSRにおける社会的概念を整理するならば、企業経営に関する全ての構成員が、全体社会システムの中で確立された価値観に基づいて、諸環境主体の主体性を尊重しながら、自発的に意思決定を行なうということと捉えることができるといえよう。それでは、ここでの諸環境主体というのは具体的に何を意味しているのであろうか。森本(2004)によれば、環境主体について「企業環境を構成する諸要因のうち、主体性をもつもの(主体的環境要因)、換言すれば認知・判断・選択の能力を備え、それらを前提にした意思決定と行動を展開し、焦点企業と有意な関係をもつ存在、具体的には利害関係をもつ人間とその集団をいう」¹⁹⁾という。すなわち、上記の高田(1974)と櫻井(1976)でも示されているように、環境主体というのは利害(stake)関係をもつ個人もしくは集団であるステイクホルダー(stakeholder)のことにほかならないといえよう。

そこで、次節では諸環境主体たるステイクホルダーの観点からみるステイクホルダー的企業観を、ストックホルダー的企業観と比較しながら概観し、その意義について明らかにしてみたい。

3. CSRのストックホルダー的企業観

企業が大規模化し、社会に対して様々な影響力を及ぼす存在となるにつれて、企業の社会的責任という概念が現れ、議論されるようになった。経済合理主義に基づく企業の大量生産体制の結果、1960年代には公害問題に代表される環境問題が台頭した。また、大量消費時代の到来につれて達成された物質的豊かさによって人々のニーズが徐々に変わり始め、物質的豊かさよりも、商品の安全性や嗜好性などを重視するようになり、消費者運動を始めとした様々な社会運動が行われるようになった。そのような社会情勢の変化により、企業は単に経済的問題だけではなく、それが引き起こした社会的問題にも取り組むべきであるという議論が行われることになった。それこそ、CSR活動の萌芽であるともいえよう。

以上のような社会情勢の中、企業は自発的に社会的責任を認識し取り組むべきであるという考え方が出てくるようになったが、経済合理主義的な理念に基づく大量生産・販売・消費を志向する企業経営体制の下では、株主への責任を重視して、株主利潤を最大化するこ

19) 森本(2004)、p.2

とがCSRであるという考え方が主流であった。そのような株主中心思想を代表する経済学者として、ミルトン・フリードマン(Milton Friedman)が挙げられる。

フリードマン(1962)は、「経済的な見解における企業の社会的責任というのは唯一無二である。それはすなわち、ゲームのルール の範囲内において、詐欺や不正手段を用いず、開かれた自由な競争を通じて、企業の利潤を増大させることを目ざして資源を使用し、事業活動に従事するということである」²⁰⁾と主張したうえで、企業の社会的責任は企業の所有者である株主のために利益を最大化にすることというに限定されるという。また、「法人企業による慈善活動は、自由企業社会では会社の資金を不適当に使うことになる。法人企業は所有者である株主の道具であるからである。もし、法人企業が慈善活動や寄付をすることになれば、それは、個々の株主が自分の資金をどのように処分するかということをも自分で決定する自由を妨げることになる」²¹⁾という。このように、フリードマンは株主の利益に反するような社会的責任の概念を排除しようとしたのである。経営者は株主から資本を委託され、利潤最大化のみを目指して働く存在であるというフリードマンの考え方からすれば、自発的な企業の社会的責任という考え方はあり得ないといえよう。

以上のように、フリードマンのような自由経済主義者の立場は、CSRに関するストックホルダー的企業観に立っているといえよう。キャロル(Carroll, A. B, 1993)によれば、以上のようなフリードマンの観点は「CSRの4パート・モデル」²²⁾における経済的責任、法的責任、倫理的責任のみを重視しているという。そのうち、法的責任と倫理的責任は、あくまでも経済的責任としての利益の最大化に関連してこそ重要視されており、自発的・フィランソピー的責任のカテゴリーは明らかに排除されているという²³⁾。

しかし、以上のようなストックホルダー的企業観に基づくフリードマンの考え方からすれば、いくつかの問題点が指摘できる。まず、CSR活動というのが法的・倫理的に示された範囲内で利益を最大化するという活動であるならば、そのプロセスには関係なく、何の活動でもすべてが正当化されるのであろうか。また、なぜ出資者である株主のみが企業の所有者となり、利益の所有権をもつことになるのか。さらに、経営者が企業の利益を慈善的活動に使うのがなぜ株主の権力を侵害することになるのか。確かに、企業にとって、株主

20) Friedman (1962), p.133・フリードマン(1975)、p.151

21) Friedman (1962), p.135・フリードマン(1975)、p.153

22) 企業の社会的責任を、「経済的責任」、「法的責任」、「倫理的責任」、「フィランソロピー的責任」という4パートに区分し、それは「経済的責任」→「法的責任」→「倫理的責任」→「フィランソロピー的責任」という順に階層化したピラミッド型の構造をなすものと捉えられる。Carroll(1993), p.36・Carroll and Buchholtz(2006), pp.35-41

23) Carroll(1993), p.37

は重要なステイクホルダーであるが、唯一のステイクホルダーではない。要するに、フリードマンのいう社会的責任というのはあくまでも株主が決定するものであり、機能上エージェントにすぎない。経営者は利益を上げ、株主に配当すること以外の責任はないということであろう。土屋(1991)によれば、フリードマンの企業観における株式会社というものには「人間はまったくいない。とすれば、株式会社の中のどの要素に対しても、責任をもたせることはできなくなってくる。なぜならば、あらゆる要素は、それぞれ機能の代行をしているにすぎず、人間としての全人格的判断で行動しているものはだれもない……フリードマンの想定する自由企業・私有財産制度のもとで世界というのは、社会そのものの側面を抽象したものであるにすぎない」²⁴⁾という。

今日における法律上の形式論からみれば、企業の構成員である株主が企業の主権者であり、株主は自らの資産を増やすために株式を所有しているわけなので、株主が株式の価値を高めるように利益を求めるということは当然なことである。しかしながら、例えば、株主だけではなく、従業員も常にその知識や能力により企業価値を高める人的投資をして企業に実質的に寄与しているので、従業員も企業の構成員として重要なステイクホルダーとして認めるべきではないのか²⁵⁾。つまり、従業員を始めとする主な内部ステイクホルダーへの対応も無視できないといえよう。前述したように、人間がCSRの主体の根源に存在しており、多面的な価値基準による企業経営こそが社会が求める社会的企業像であるという考え方からすれば、企業活動の果実というのは、株主だけのものではなく、むしろステイクホルダーのものとして捉えるべきであろう。

そして、フリードマンの主張の背景には、アダム・スミス(Adam Smith)の「見えざる手(invisible hand)」の考え方があるといえよう。つまり、その根底には、自由競争が経済の効率を高めるのに有効であるという新古典派経済学の中核的な命題である「厚生経済学の基本定理」が存在しているのである。しかし、その定理によれば、自由競争における市場経済は最も大きな経済価値を生み出し、効率的な資源配分が達成されるということになるが、社会全体の富が最大化しても、貧富の格差といった問題は起こりうる。つまり、最大化された富が人々の間で公正に分配されるかどうかという公正性の問題から捉えるならば、この定理が現実的に成立するとしても、その意味は希薄化するといえよう。また、フリードマンの言うように企業の活動が経済的活動に限定されるべきであるとしても、その経済的活動の及ぼす派生的影響の範囲は、現代のように政治機能すら企業の掌中に取り込まれてい

24) 土屋(1991)、pp.140-141

25) 奥島(2007)、p.8

ることを考えれば、社会の中の経済的側面に限定されているわけではない²⁶⁾といえよう。

4. CSRのステイクホルダー的企業観

その一方で、ウッド&ジョーンズ(Wood, D. J. and Jones, R. E, 1996)によれば、「企業の社会的責任は利潤を創出することである」というフリードマンの主張によって示された新古典派経済学の観点とは対照的に、「企業と社会」の研究領域における学者によって示されるCSR / CSPの観点は、社会の多様な構成要素と企業の相互依存性、そしてその相互依存関係から生じる諸責任に焦点を合わせるべきであるという²⁷⁾。つまり、CSRというのは、株主の利益のみを最大化することではなく、株主以外の各種のステイクホルダーの利害までも配慮したことであるという観点が出てくるのである。ステイクホルダー概念の先駆者ともいわれるフリーマン(Freeman, R. E, 1984)によれば、ステイクホルダーというのは組織の目的を達成するのに影響を及ぼす集団と個人、または組織の目的の達成によって影響を受ける集団と個人であると定義しており、そのような利害関係をもつ集団と個人は、今日における企業による事業の成功において極めて重要な役割を果たすという²⁸⁾。

キャロル(1993)によれば、ステイクホルダー概念の発展と進歩は企業の発展に対応しているとし、フリーマンが企業観の変遷を「生産者の企業観(production view of the firm)」、「経営者の企業観(managerial view of the firm)」、「ステイクホルダー的企業観(stakeholder view of the firm)」という三段階に区分して主張したのを、次のようにまとめている²⁹⁾。第一に、「生産者の企業観」とは、オーナーが、企業に資源を供給する組織や個人、または製品やサービスを購入する組織や個人のみ(取引先、顧客)をステイクホルダーとしてみなす企業観であるという。第二に、「経営者の企業観」とは、経営者が、時間が経過するにつれて、「バーリ&ミーンズ(Berle, A. A and Means, G. C, 1932)が株式会社の成長から生じる『所有と支配の分離』によって『経営者支配』に直面したとき、うまく経営を行っていくためには、主要な構成グループ(取引先、顧客、従業員、オーナー)であるステイクホルダーと相互関係が必要である」ということに気付く企業観であるという。第三に、ステイクホルダーとの相互関係の

26) 土屋(1991)、p.151

27) Wood and Jones(1996)、p.42

28) Freeman(1984)、p.25

29) Carroll(1993)、pp.61-62、Freeman(1984)、pp.4-27

重要さに気付いた「経営者の企業観」に基づき、経営者が、企業とステイクホルダーとの多角的な相互関係を将来的にどのようなように捉えていくべきかという認識をもつようになることが「ステイクホルダー的企業観」であるという。キャロルによれば、このような「ステイクホルダー的企業観」こそ、経営者が最初に捉えなければならない本質的な観念であるという³⁰⁾。

以上のようなステイクホルダー的企業観を言い換えれば、「企業は、出資者の所有物である収益性追求機関としての性格を脱し、多様な環境主体と相互作用しながら、経営者の指導のもとで多数の構成員が協働する社会的機関へと変貌した。それは、環境主体のいずれとも異なる独自の目標と理念をもち、環境主体や構成員の異動から独立した意思と行動をもつようになる。すなわち、企業は、一個の主体性をもった社会的制度 (social institution) となった」³¹⁾ということにほかならないといえよう。

それでは、そのようなステイクホルダー概念の類型を、ミッチェルら(Mitchell, R. K, Agle, B. R, and Wood, D. J, 1997)の「ステイクホルダーの属性の類型論」から考察してみることにする。ミッチェルらによれば、ステイクホルダーの属性を、正当性(Legitimacy)、パワー(Power)、緊急性(Urgency)という三つに区分し、ステイクホルダー概念を説明している。まず、「正当性」とは、利害関係においてステイクホルダーの要求が認められる妥当性または適切性を意味する。したがって、所有者、従業員、顧客などは、企業との形式的かつ直接的な関係を持っているため、高度の正当性をもつという。一方で、社会活動グループ、競争者、メディアなどといったステイクホルダーはより少ない正当性を持つことになるという。そして、「パワー」とは、影響力を作り出す能力または可能性のことを意味する。つまり、正当性の有無や強弱に関係なく、企業に影響を及ぼすステイクホルダーのことを意味しているのである。最後に、「緊急性」とは、ステイクホルダーの要求に対して、企業が反応する程度のことを意味する。つまり、企業にとって緊急なものと認識され、それに対する対応を行なうということであり、何よりも先に行われるべきことであるという³²⁾。

以上のような「ステイクホルダーの属性の類型論」は、ステイクホルダー概念の多様性を明確にすることにその目的があるといえよう。キャロル&ブックホルツ(Carroll, A. B. and Buchholtz, A. K, 2006)によれば、経営者は、そのような正当性、パワー、緊急性に基づくあらゆるステイクホルダーの要求の程度を評価しながら、ステイクホルダーの利害を調整す

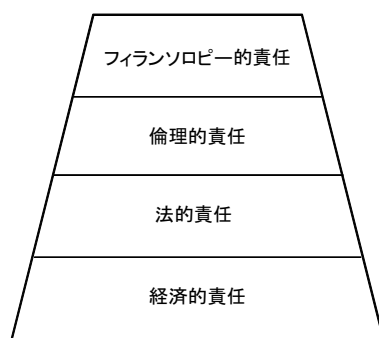
30) Carroll and Buchholtz(2006), p.69

31) 森本(1994)、p.3

32) Mitchell, Agle and Wood(1997), pp.872-879

べきであるという³³⁾。その一方で、水村(2004)によれば、そのような類型論には、企業とステイクホルダーとの間の関係は動的であるゆえに、ステイクホルダーの構成要素は固定的ではなく、瞬時に変化する可能性が高いため、限界があるという。つまり、ステイクホルダー概念の類型論は、経営管理者におけるステイクホルダー認識の重要性を順序立てる際に利用可能な補助的手段にすぎないという³⁴⁾ことであるといえよう。

そこで、このような環境主体となるステイクホルダーに対するCSRの内容と限度について、CSRに関する多くの文献で取り上げられるキャロルのCSRの四パート・モデルから考察してみることにする(<図1-1>参照)³⁵⁾。



(出所) Carroll(1993), p.36から修正して作成。

<図1-1> 企業の社会的責任のピラミット構造モデル

第一に、「経済的責任(economic responsibilities)」とは、企業が社会に対して財・サービスを生産し、またそれを販売・提供することで利益を獲得するような責任のことであり、企業にとっては当たり前のことであるといえよう。第二に、「法的責任(legal responsibilities)」とは、社会が企業に対して生産的役割の遂行を許容する際に、法律や規制などのルールを制定し、企業はそのルールを守りながら業務を遂行するという責任のことである。第三に、「倫理的責任(ethical responsibilities)」とは、法制化されなくても、社会構成員が企業に期待する責任のことであるという。つまり、企業が「経済的責任」・「法的責任」を超えて自発的に取り組むべき責任のことである。社会が企業に対して求めるこのような倫理的責任は、正義、

33) Carroll and Buchholtz(2006), p.73

34) 水村(2004)、pp.75-77

35) Carroll and Buchholtz(2006), pp.35-41

権利、そして功利主義のような道徳哲学における倫理原則を考慮することによって提案できる倫理的パフォーマンスを含むレベルであるという。そして、第四に、「フィランソロピー的責任(philanthropic responsibilities)」とは、メセナ活動、奉仕活動、地域・環境問題などへの積極的な取り組みなどの社会貢献活動を指している。これは企業に対する社会の期待を反映するようなことであるため、責任として見なすことができるという。このフィランソロピー的責任は、企業の自発性のみによって行われることであるため、一般的な倫理的観念によって期待されていない社会的活動まで関与する場合もある。それは、企業と社会との社会的な契約の一部になっているという。

このように、キャロルらによれば、CSRとは、企業に「経済的責任」、「法的責任」、「倫理的責任」、「フィランソロピー的責任」を賦課するということであり、「経済的責任」→「法的責任」→「倫理的責任」→「フィランソロピー的責任」という順に階層化したピラミッド型の構造をなすものである。このCSRの四パート・モデルは非常に分かりやすい概念であるといえるが、この概念に対する批判もある。

高田(1989)によれば、CSRに「経済的責任」を含めることには賛成するが、「法的責任」は、強制的・他律的責任であるため、自発性・自律性というCSRの本質に反しているという。したがって、「法的責任」はCSRには含まれないものであると指摘する。そして、「倫理的責任」がCSRに含まれることには賛成するが、「倫理的責任」は、単なる一要素ではなく、広義のCSRを経営者が認識し、実行するときの道徳基準・価値基準を明示するところに、その本来の特質があるという³⁶⁾。

森本によれば、「法的責任」は、社会的制度の前提的必須要件であり、しかも他律的・強制的なものであるため、CSRの基本的特質である自発性の余地がないものであるという。したがって、「法的責任」は「経済的責任」に優先させて位置づけるべきであるという。そして、「倫理的責任」については、キャロル自身も著書で主張していたように、倫理は全ての責任レベルに関わるものであるため、社会的制度としての企業が、企業市民として、法的責任を超えて自発的に遂行すべき責任であるという。そのような意味で、「制度的責任」と呼びかえている³⁷⁾。

そしてウッド&ジョンズによれば、キャロルが主張する企業の社会的責任というのは結局、経済的責任そのものに限定されているとし、新古典派経済学的パラダイムをただ企業経営における社会的関係と影響に適応させることを試みるものにすぎないと指摘する³⁸⁾。

36) 高田(1989)、pp.20-21

37) 森本(1994)、pp.72-73

すなわち、CSRが「経済的責任」を軸にしてそれ以外の「法的責任」、「倫理的責任」、「フィランソロピー的責任」をただ添えるような非現実的な内容と限界にすぎないという指摘であるといえよう。実際に、キャロルによるCSRの四パート・モデルの出発点は、アダム・スミス(Adam Smith)の「見えざる手(invisible hand)」の考え方に求めているといわれる。それは、利潤追求のためには、最低限のルールが求められるが、そのようなルールを、「法的責任」や「倫理的責任」として提示しているようにも思われる。

しかしながら、CSRの内容と限度を提示することで、企業は義務として様々なステイクホルダーの権利を尊重すべきと、フリーマンのステイクホルダー的企業観を分かりやすく概観しているということは確かに意味深いと考えられる。宮坂(2000)は、このようなステイクホルダーの権利の根拠を提示するものが「規範」であるとしながら、現実的には多様な規範の内容をすべて認めることが重要であるという。また、その現実的な権利のあり方を規定する基本的なフレームワークを提供しているのがドナルドソン&ダンフィー(Donaldson, T. and Dunfee, T. W, 1994)による「統合社会契約論」であるという。

ドナルドソン&ダンフィーによれば、次のような異なった二種類の契約が統合されることによって「統合社会契約論(Integrative Social Contracts theory)」が生まれるという³⁹⁾。第一の契約とは、経済参加者の間の基本となる規範的かつ仮定的なものであり、この一般的な契約は、第二の契約をつくることにおいて規範的な基本原則となるという。第二の契約とは、企業、企業内の各部門、各部門内の非公式的なサブグループ、全国的な経済団体、国際的な経済団体、専門職協会、諸産業、その他などを含む特定のコミュニティのメンバーとの間で実際に起こりうるような暗黙的な契約であるという。この二種類の社会契約が統合されることによって、経営上の意思決定における規範的な正当化を理解するのに役に立つという。宮坂によれば、このような社会契約を遵守することがステイクホルダーの権利を尊重することになるとし、「統合社会契約論」は極めて現実的な発想であり、示唆的であるという⁴⁰⁾。要するに、社会契約というのは、企業は利潤追求のみならず、社会とのある種の権利・義務関係に結ばれているということであろう。すなわち、ステイクホルダー的企業観に基づいて企業経営に取り組むことこそ、CSRにはかならないことである。

以上のように、CSRをめぐる議論には、一般的に「ストックホルダー的」と「ステイクホルダー的」という相互に対立する企業観が存在する。本節で概観してきたのは、ミルトン・フ

38) Wood and Jones(1996), p.46

39) Donaldson and Dunfee(1994), pp.254-255

40) 宮坂(2000)、pp.87-91

リードマンで代表されるCSRの否定論に対して、ステイクホルダー的企業観に基づく企業経営がCSRに近いものであり、企業経営においてはさまざまなステイクホルダーを重視すべきという議論がCSRの肯定論であるということである。

しかし、現実的には、「ステイクホルダー的」立場をとるにしても課題は存在する。小笠原によれば、企業は利害関係者による「共同」システムにはかならず、もはや出資・経営者の個人的「私益」機関ではないという主張が出てきているが、「利害関係者とは『私益』関係者を意味するのであって、そこでの利潤概念が株主利潤であろうと『企業利潤』であろうと、そこから得られる分配果実が企業関係者の私的欲求＝私欲を充足させることを主目的として追求されるものである限り、企業の利潤追求は私益追求というしかない」という⁴¹⁾。つまり、企業が重視するステイクホルダーというのは結局、私益に関連したもののみを指していることが多く、企業経営において直接的な利害関係のないさまざまなステイクホルダーを重視しようとするのは、結局「ポピュリズム」にすぎないかもしれない。また、社会における多様性の問題にも焦点を合わせなければならないといえよう。つまり、文化的背景や時代状況によってそれぞれの価値観が異なるのと同じように、CSRをめぐる考え方もそれぞれ異なるはずなのである。

谷口(2009a)は、CSRに関するステイクホルダーと組織との関係について、「あらゆる組織は、それぞれのすべてのステイクホルダーが自己の社会的責任ないし『応答可能性を拓くこと』⁴²⁾の遂行を可能とする『場』として、位置づけ直す必要があり、そのことを通して組織を行為主体として形成していくことが、新しい時代の課題であり、それに向けての視座の確立や知的枠組の構築が焦眉の急である」という⁴³⁾。谷口の主張のように、すべてのステイクホルダーが自己の社会的責任を負うという考え方をもつことが最も重要であり、その全体として、組織という場を通じて問題に取り組むということが必要だと考えられる。ストックホルダー的とステイクホルダー的、あるいはCSR否定論と肯定論とは、結局、二項対立的な考え方にすぎないといえよう。

以上のように、CSRにおけるストックホルダー的企業観とステイクホルダー的企業観は、企業と社会もしくは企業環境との関係の照射という基本的な役割の点では共通してい

41) 小笠原(2004)、p.292

42) 谷口によれば、責任(responsibility)は、「応答する」(respond)と「能力」(ability)の合成語であるが、「能力」(ability)の特性は、常に「開かれており」、それは「可能性」を示しているため、責任(responsibility)は、「応答可能性」を意味するという。人間にしろ、組織にしろ、それらはそのような「応答可能性を拓く」存在であるという。谷口(2012)、p.55

43) 谷口(2009)、p.83

るが、それらの方法や結論が多様であり、確立されたひとつの接近法ではなく、全体として共通の方向性を見出しかねているのが現状である⁴⁴⁾。どのような企業観に立つとしても、CSRを企業戦略として位置づける際には、常に「よい企業」・「よい社会」とは何か、という原点に立ち戻って考えることが最も重要であるといえよう⁴⁵⁾。

そこで、重要な論点となるのは、企業内外のステイクホルダーの調整役としての経営者の役割にほかならないといえよう。CSRにおけるステイクホルダーというのは、企業の社会化の現れであるともいえるが、そこに経営者の本質的な役割がなければCSRは成り立たないのであろう。

5. CSRの概念的基礎 —バーナードの経営学説に基づいて—

本稿では、以上のようなCSRの概念に関して、さまざまな道德準則間(価値間)の対立を統合しうる「組織道德」の創造を提唱したバーナード(Barnard, C. I.)の洞察は意義深いと考える。三戸(1988)によれば、バーナードは、フォレットの「統合論」を承け継ぎ、より精緻なものに練り上げたという⁴⁶⁾。そこで、まず、フォレットの経営学説について簡単に概観してみたい。

フォレットは、19世紀アメリカの資本主義社会における民主主義の意味を問い、新たなコミュニティ形成の実践を行いながら、独自の「協働の哲学」を発展させた⁴⁷⁾のである。彼女の個人と社会に関する捉え方は著書の『新しい国家(The New State, 1918)』によく表れているといえよう。フォレットは、自我を社会の外部に導き、「他者」と「社会」を同一化とするという二元論は最も有害な考え方の一つ⁴⁸⁾であると指摘する。それは、個人と社会は対立するのではなく、全体としての統一関係にあるため、個人は全体の一部であるということである。このようなフォレットの主張は、個人と他者、個人とコミュニティとの関係は、

44) 高岡(2006)[松野・堀越・合力(2006)], p.162・森本(1994), p.8

45) 塚本(2006), p.18

46) 三戸(1988), pp.183-185

47) フォレットはテイラーの同時代人として「科学的管理法」の意義を高く評価していたが、フォレットが主張したのは、現場の作業管理の科学化ではなく、組織の管理全般における科学化というものであった。そのために、人間関係や管理的職能についての体系的観察、実験、検証と、それによって得られた知識の蓄積と整理、体系化の必要性を強調したのである。経営学史学会編(2002), pp.98-99

48) フォレット(1993), p.80

常に相互的であり、そのいずれも社会的存在であるため、個人と他者やコミュニティとの間に絶えずに差異が生じるのは当然なことであるが、もし、そこには進歩がなく、ただ差異のみがあるのではないかという異論が生じるのは、誤った二元論を前提にしているにすぎないというローゼンソール＝ブックホルツの見解と同様であるといえよう。

フォレットによれば、「新しい社会的理念」とは、自己犠牲が自己実現を意味するようになり、奉仕が日常生活の一部になっている社会を指すという⁴⁹⁾。そのような社会においては、「カネや権力を持つ者がそれらを持たない者の世話をするような高貴な身分の人々が持つ義務感」は、この世では素晴らしい用途があるが、真の利己主義を意味する…他の何かが要求するから物事を行うのではなく、全体の命令すなわち社会的な命令であるから行うのである」とし、「自者対他者の統合を通じてのみ自己を越えることが出来る」という。また、そのような社会的理念によって創造される「完全な社会」とは、自我と無数の自我との完全な相互関係化のことであるという⁵⁰⁾が、それは、前述の自我の起源と基盤は社会的あるいは「間主観的」であり、自我は他我との関係性の中でのみ存在するというミードの「自我論」と非常に関連性が深いと考えられる。

また、フォレットは当時の法理論を批判しながら、自主独立主義に基づく「契約論」ではなく、健全な相互関係に基づく「コミュニティ論」へ向かうべきと主張する。なぜなら、「個々人は孤立した存在ではなく、全コミュニティ生活に対する関係において存在する」からであるという⁵¹⁾。

以上のように、フォレットは、組織の機能的・構造的側面に着目した静態的組織観に対し、「相互作用－統一体化－創出」というプロセスとみなす動態的組織観を提唱しているが、そういったプロセスの中で起こる様々なコンフリクト(価値の衝突)は「妥協」や「支配」ではなく、「統合」で解決することによって、新たな価値が創出されるとしたのである⁵²⁾。フォレットのいう「統合」というのは、一切の対立＝コンフリクトを一方が他方を押えつける抑圧でもなければ、両者が妥協するのでもなく、両者の利害・意見が同時に満足できる方法として、統合を求め、その可能性と現実化を目指すというものである⁵³⁾。三戸によれば、フォレットは人間を個人と集団との統合物としてとらえており、人と人との対立・利害の対立は、それが置かれた状況をより広く捉え、より深く見てゆく時、必ず、両者の満足

49) フォレット(1993)、p.80

50) フォレット(1993)、pp.81-82

51) フォレット(1993)、pp.122-123

52) 経営学史学会編(2002)、p.34、p.99

53) 三戸(1988)[飯野編(1988)]、p.181

の得られる解決策が見出せるはずであるという⁵⁴⁾。したがって、フォレットのいう「統合」は、「状況の法則」⁵⁵⁾ともいわれるのである。

以上のようなフォレットの見解は、言い換えれば、価値多元的な状況においては、価値の多様性を組織化し、統合することが求められるということであろう。そこで重要なのは、個々人が躊躇なく道德基準を愛用できるような組織レベルでの道德的価値(経営倫理的価値)の存在が必要になるということであろう⁵⁶⁾。現代社会では、社会一般の共同規範よりも組織固有の行動原理が優越しており、現代資本主義社会における人間は、組織の行動規範に基づいて行動することが特徴的であるといえるため、組織に視点を据えて、組織の行動の価値規範を対象にしたものが求められるのである⁵⁷⁾。そういった道德準則間(価値間)の対立を統合しうる「組織道德」を提唱したのが、バーナード(1938)である。上述したように、バーナードは、フォレットの以上のような統合論を受け継ぎながら、人間協働に関する理論を展開したのである。つまり、フォレットの統合論はバーナードによって精密なものに練り上げられたといえよう。

CSRの概念的基礎を考察する上で、バーナード理論の概念的枠組みが一つの大きな手掛かりになると考える理由は、(1)「経営体」⁵⁸⁾(協働システム)⁵⁹⁾と関わるあらゆる人々(ステイクホルダー)をその構成メンバー(貢献者)⁶⁰⁾と捉える広範な組織概念が展開されているからである。また、(2)「有効性、能率、道德性」概念を用いることによって、経営体の合理的な側面だけではなく、道德的側面にも着眼しており、合理性と人間性の両側面を明らかにしているからである⁶¹⁾。そして、(3)道德性の作用が真に長期的な組織維持の主要基準とな

54) 三戸(1988)[飯野編(1988)]、p.182

55) フォレットによれば、ある一人の人が他の人に命令を与えるべきではなく、両者がともに状況から来る命令を受け入れること、すなわち、状況の法則から来る命令を受容するということであるという。経営学史学会編(2002)、p.218

56) 岩田(2008)、p.230

57) 村田(1991)、p.2

58) 一般的には、現代の株式会社として代表される。しかし、本稿では、山本安次郎による「事業、企業、経営」の諸要素を全て包括した「行為主体システム」として捉えられている。因みに、この「経営体」は、バーナード(1938)における「協働システム」に近似の概念として捉えられよう。山本(1964)、山本・加藤編(1982)、小笠原(2004)の参照のこと。

59) Barnardによれば、「少なくとも一つの明確な目的のために二人以上の人々が協働することによって、特殊の体系的関係にある物的、生物的、個人的、社会的構成要素の複合体」であるという。Barnard(1938)、p.65・バーナード(1968)、p.67

60) Barnardによれば、普通我々が組織の「構成員」と呼ぶ人々だけではなく、その他の人々も含まれるものであり、より広義の用語であるという。Barnard(1938)、p.75・バーナード(1968)、p.78

61) 組織が環境の中でオープン・システムとして存続しうる2基準として、組織の目的が達成される度合である「有効性」、個人の動機が充足される度合である「能率」が必要であるとし、さらに、組織が長

り、道徳性に基づいて有効性と能率が実現されるべき⁶²⁾であるということだけではなく、責任は権力に先立つものであるという責任優先説を唱えるバーナードの主張は、CSRに関する本質的な理解を深めることができると考えられるからである。

多元主義に基づく現代社会は、権力が分散され、多様なサブシステムが相互に絡み合いながら構成する全体システムにほかならないといえよう。その自律性を持った多様なサブシステムが絡み合っているということは、多様な組織の価値が絡み合っていることにほかならないため、数々の対立による社会的問題が生じるのは当然なことであろう。そのような状況では、CSRを「経営が自由の名の下で、他のサブシステムとの対立を調整すべく主体的に負う責任⁶³⁾」として捉え、権力中心思考ではなく、責任中心思考「責任優先説(飯野, 1978)」に基づき、その責任優先思考を経営の論理に組み込むということが求められる。CSRは決して経営論のブームとしてではなく、常に経営の中に存在しているものとして捉えるべき論題であるからである。

そこで、「行為主体たる経営」の社会的責任、すなわちCSRの概念的基礎をバーナード理論に基づいて概観してみたい。まず、社会的責任を三つのレベルで展開する岩田(1986; 1988; 1994)に基づき、バーナード理論における「有効性、能率、道徳性」概念について考察してみる。

第一に、外在的側面に基づく「職務責任としての社会的責任」のレベルである。それは、企業本来の目的である経済的目的を達成することに深く関わっている問題であるため、一般的にいわれる「経済的責任」領域に相応し、バーナードのいう「有効性(effectiveness)」基準による経営が求められることになる。「有効性」というのは組織における目的の達成度であり、目的と手段の関係からみて「合理性」と言い換えれば理解しやすいという⁶⁴⁾。つまり、「主として技術的過程の問題⁶⁵⁾」を指しているのである。しかし、ここで注意しなければならないのは、その「有効性」における外在的側面の観点のみから捉えられ、テイラー・システムに典型的な「科学的管理論」の主要基準として理解される傾向があるということである。それは、「有効性」のみを主要基準とする有効性段階の理論にすぎない。バーナードによれば、「『組織』⁶⁶⁾の管理過程をかりに有効性の側面ならびに技術面だけに限定しても、それ

期的に存続するためには道徳的制度の性格である「道徳性」の作用が主要基準となるという。飯野(1977)、pp.28-33、飯野(1992)、pp.85-99

62) 飯野(1992)、pp.96-99

63) 岩田(1986)、p.10

64) 飯野(1992)、p.85

65) 庭本(2006)、p.282

は全体の総括の過程」であるため、経済的な側面だけと混同されてはならないという⁶⁷⁾。したがって、「有効性」の基準を、決して「職務責任」あるいは「経済的責任」の問題に限定して理解してはならないのである。

第二に、外在的側面に基づく「対応責任としての社会的責任」のレベルである。これは、経営の構成メンバー、つまりそれぞれのステイクホルダーの満足度を配慮する人間関係システムに関わるため、「狭義の社会的責任」の領域に相応し、バーナードのいう「能率 (efficiency)」基準による経営が求められる。「能率」というのは個人の満足の充足度であり、「人間関係論」を強調している側面があるということから「人間性」と言い換えられるという⁶⁸⁾。つまり、「人々を引きつけ、そのエネルギーを組織活動として確保する組織能力」⁶⁹⁾を指すことになる。

以上の二つの責任レベル⁷⁰⁾が、現代企業における経営体存続を目標とするCSR活動の現状(外在的側面)であるといえよう。また、一般的に世間でいわれるCSRというのは、主に第二の責任レベルである「狭義の社会的責任」であろう。しかし、以上の二つの責任レベルだけでは、受動的な責任論議に止まってしまい、今日のような多元的社会に対応する社会的責任の展開は困難となるであろう。バーナードは、個人的行為における「有効性と能率」を区別しながら、「人々が求める特定の目的は、物的なものと、社会的なものの二種類からなる。物的な目的は、純粋に物的な環境のなかに見出される一方で、社会的目的は、相互関係のような一般的な社会的環境のなかから求めなければならない…なので、協働に加わる人々の動機は、それが少なくとも社会的に条件づけられているという意味で、生理的、社会的動機の複合体である…協働や組織は対立する事実の具体的な統合物であり、人間の対立する思考や感情の具体的な統合物である。管理者の機能は、具体的行動において矛盾する諸力の統合を促進し、対立する諸力、本能、利害、条件、立場、理想を調整することである」⁷¹⁾という。

66) バーナード理論においては、協働システムと組織との区別を明らかにしておく必要がある。バーナードのいう組織とは、「二人以上の人々の意識的に調整された活動や諸力のシステム」であり、正確には公式組織 (formal organization) と呼ばれる。それは、生きている組織としての活動システムそのもの(協働行為)を指しており、「協働システム」の1つのサブシステムである。Barnard(1938), pp.67-84・バーナード(1968), pp.65-81、飯野(1992)、pp.89-92、植村(1987)、p.4、小笠原(2004)、pp.157-159

67) Barnard (1938), p.238・バーナード(1968)、p.248

68) 飯野(1992)、p.85

69) 庭本(2006)、p.282

70) 「職務責任」と「対応責任」という用語は、土屋教授によるものである。土屋(1980)、pp.199-204

71) Barnard (1938), pp.20-21・バーナード(1968)、pp.21-22

そこで注意しなければならないのは、有効性の達成に比べて、能率の問題がより複雑であるということである。つまり、それは、バーナードのいう「部分能率」⁷²⁾の問題にほかならない。その部分能率において、経営が様々なステイクホルダーの満足度を配慮し「貢献」を引き出すためには、彼らの要求に基づく「誘因」を提供することになるが、その彼らの要求そのものの基礎をなすものが「個人道徳」である⁷³⁾。その「個人道徳」というのは、サイモン(Simon, H.A.)のいう「価値前提」にほかならないだろう。したがって、そこには当然、様々な価値が複雑に絡み合い、派生的に価値の対立が生じうる。そのような様々な道徳の対立、つまり「個人道徳・社会道徳」⁷⁴⁾のような「諸道徳の対立に直面した時、どのような道徳に基づいて意思決定を行なうか、というのがバーナードのいう責任の問題の核」⁷⁵⁾であり、本研究におけるCSRの概念的基礎の核でもあるといえよう。

そこで、重要なのがバーナードの言う道徳性基準による経営のことである。それが、第三の内在的側面に基づく「道徳的社会的責任」のレベルである。「道徳性」というのは、バーナードが道徳と責任の概念を用いて、組織と社会との規範の対立を問題にする社会的責任の課題をふまえているということから、「社会性」と言い換えることも可能であるという⁷⁶⁾。バーナードによれば「道徳とは、個人における人格的諸力、すなわち個人に内在する一般的、安定的な性向であって、かかる性向と一致しない直接的、特殊的な欲望、衝動、あるいは関心はこれを禁止、統制、あるいは修正し、それと一致するものはこれを強化する傾向をもつものである」⁷⁷⁾という。それは、個人に内在化された価値そのものにほかならない。そして、「責任とは、反対の行動をしたいという強い欲望あるいは衝動があっても、その個人の行動を規制する特定の私的道徳準則の力」であり、「各自に内在する道徳性がど

72) 吉原によれば、バーナードのいう組織の機能は、①効用の創造、②効用の変形、③効用の交換であり、組織はこれらの機能を行なうために協働システムを創設し、そのサブシステムである物的要素、社会的要素、人的要素に働きかける。したがって、そこには、効用の収支という経済から、「物的経済」、「社会的経済」、「個人的経済」があり、そしてそれらを包含するような形で「組織経済」があり、協働システムにはこれら「四重の経済」があるという。吉原(1980)、p.322、p.328

バーナードのいう「能率」は、以上のような「物的経済」、「社会的経済」、「個人的経済」に関わる「部分能率」の問題だけではなく、さらに「組織経済」として把握される「創造能率」を意味しており、そこには部分能率だけではなく「有効性」も含まれる。飯野(1992)、pp.94-96

73) 要求がなくなれば、あるいは要求されないかぎり応えないという段階のことであり、「消極的責任」として理解される。吉原(1982)[山本・加藤編(1982)]、p.375、p.377

74) 個人道徳というのは、個々人に内在している価値性向を意味しており、社会道徳というのは、法律、世論、習慣、慣行によって示される社会に内在している行動準則を意味する。吉原(1982)[山本・加藤編(1982)]、p.375

75) 吉原(1980)、pp.334-335

76) 飯野(1992)、pp.85-86

77) Barnard(1938)、p.261・バーナード(1968)、p.272

んなものであっても、それが行動に影響を与えるような個人の資質であるという⁷⁸⁾。つまり、それは個人が自己に内在化された道德準則を遵守する能力を意味しており、そこで注意すべきことは、個人がいくら優れた道德準則を持っていたとしても、それが行動に反映されるものでなければ何の意味もないということであろう。また、そこで重要なことは、個人道德・社会道德と自己の道德準則との間に対立があっても、依然として自己の道德準則のみに固執してはならず、その状況にふさわしい道德を創造し、内在化せしめなければならないということである⁷⁹⁾。創造された道德は、組織内に浸透されることによって、その意味をもつことになるからである。

それは、個人道德・社会道德に比べつつしかも「組織道德」に基づいた責任の段階のことを示しており、「積極的責任」として理解することができるといえよう。このような「組織道德」に基づく「経営」こそ、「事業経営」であり、従来のCSR経営やCSR研究(外在的側面)を超えるような経営発展・経営革新を目標とするCSRのあり方(内在的側面)であろう。また、このような責任のレベルこそ、単なる応答のレベルを越えて行為主体的に責任を内在化せしめる「主体的責任」⁸⁰⁾であり、言葉を変えれば「自分自身への責任(responsibility to oneself)」⁸¹⁾にほかならないといえよう。

以上のような三つの責任レベルにわたる多面的なものが「広義の社会的責任」の領域に相応する。したがって、流動的かつ多元的な現代社会においては「道德性(道德的社会的責任)」に基づき、「有効性(職務責任)」と「能率(対応責任)」を図る「意思決定責任」こそ、CSRの概念的基礎と捉えることができよう。

6. おわりに

本稿では、CSRの概念を、いくつかの先行研究を通じて検討し、ストックホルダー的企業観とステイクホルダー的企業観の比較を通じてCSRにおけるステイクホルダーの意義について考察した。そして、ステイクホルダー・アプローチからみるCSRの原理の概念的基礎

78) Barnard(1938), p.263, pp.267-268・バーナード(1968), p.274, pp.278-279

79) 前述の「消極的責任」のことに對して、個人道德・社会道德に比べつつしかも組織道德に基づいた責任の段階のことを示しており、「積極的責任」として理解される。吉原(1982)[山本・加藤編(1982)], p.377

80) 岩田(1988), p.83

81) 飯野(1978), p.224

をバーナードの経営学説に基づいて概観してみた。

CSRの概念的基礎の提示は、CSRに関する真の課題に向かうために、今までCSRに関する拠り所としてきたさまざまな先行研究の革新ともいえよう。繰り返すが、従来のCSR概念は、主にステイクホルダー論を拠り所とする場合が多い。しかし、『『経営』は『経営体』を成り立たせる多種多様な『関係』を絶えずに調整する役割をもつが、そのような関係の中でステイクホルダーが現れ出る。『ステイクホルダー論』の大勢が想定するような、はじめから『消費者』や『販売者』といった実体としてのステイクホルダーが存在するのではない⁸²⁾ため、「経営」の「責任」や「倫理」は、それらの関係を動的に継続させるところに現れると捉えるべきであろう⁸³⁾。そして、そこでの管理者の機能は、具体的行動において矛盾する諸力の統合を促進し、対立する諸力、本能、利害、条件、立場、理想を調整することであろう。

以上、本稿ではCSRの概念的基礎に関する一考察を展開してみたが、CSRに関する多様なアプローチが存在するとしても、その目的と内容に対する解釈は一義的ではない。しかし、もともとバーナード本人の意図がどうであれ、提示される理論そのものが有用である以上、CSRの概念的基礎を示す上で高く評価したい。ただ、CSRにおけるバーナードの組織道徳概念や協働システム概念における本質的側面を捉えるためには、これからもさらなる研究が求められるといえよう。今後は、その研究も含め、筆者の主な研究テーマである「韓国のCSR」をバーナードの経営学説に基づいてどのように捉えていくべきかについて研究をしていきたい。

【参考文献】

飯野春樹(1978)『バーナード研究』文眞堂

飯野春樹編(1988)『人間協働－経営学の巨人、バーナードに学ぶ』文眞堂

飯野春樹(1992)『バーナード組織論研究』文眞堂

岩田 浩(1986)「経営の社会的責任に関する基本的考察」『千里山商学』第25号、関西大学大学院

_____ (1988)「社会的責任論の基礎を求めて－バーナードの道徳的制度概念の展開－」『関西大学商学論集』第32巻第6号、関西大学商学部

_____ (1994)「経営の社会的責任序説」『大阪産業大学論集(社会科学編)』94号、大阪産業大学学会

小笠原英司(2004)『経営哲学研究序説－経営学的経営哲学の構想－』文眞堂

_____ (2008)「現代企業の経営哲学」片岡信之・海道ノブチカ編(2008)『現代企業の新地平－企業と社会の相利共生を求めて－』千倉書房

82) 藤井(2010)、pp.19-20

83) 藤井(2010)、p.20

- 奥島孝康監修・著(2007)『企業の統治と社会的責任』社団法人金融財政事情研究会
- 勝部伸夫(2004)『コーポレート・ガバナンス論序説－会社支配論からコーポレート・ガバナンス論へ－』文眞堂
- 藤井一弘(2010)「本当に役に立つのか－CSR、企業倫理、企業理念は本当に役に立つのか?－」『経営哲学』第7巻2号、経営哲学学会
- 櫻井克彦(1976)『現代企業の社会的責任』千倉書房
- 高田馨(1974)『経営者の社会的責任』千倉書房
- 高岡伸行(2006)「企業の社会的責任論へのステイクホルダー論的アプローチ」松野弘・堀越芳昭・合力知工編(2006)『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房
- 谷口照三(2009a)『「責任経営の学」としての経営学への視座－経営学の組織倫理学的転回－』『環太平洋圏経営研究第10号』桃山学院大学
- _____ (2009b)「第9章 企業倫理とCSR」亀田速穂・高橋敏朗・下崎千代子編(2009)『環境変化と企業変革－その理論と実践－』白桃書房
- _____ (2011)「事業経営の本質と科学技術連関－事業経営としてのCSRの可能性の探究－」『社会と倫理』第25号、南山大学社会倫理研究所
- _____ (2012)『「内省的近代化」を文脈とするCSR解釈の試み－CSRの可能性を展望する－』『桃山学院大学総合研究所紀要』第37巻第3号、桃山学院大学総合研究所
- 塚本一郎(2006)「CSRとは何か：企業と社会の変革の道具としてのCSR」原田勝広・塚本一郎編(2006)『ボーダレス化するCSR－企業とNPOの境界を超えて－』同文館出版
- 土屋守章(1991)『現代企業論』税務経理協会
- 西尾一郎(1982)『企業環境論』中央経済社
- 庭本佳和(2006)『バーナード経営学の展開－意味と生命を求めて－』文眞堂
- 松野弘・堀越芳昭・合力知工編(2006)『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房
- 宮坂純一(2000)『ステイクホルダー・マネジメント』晃洋書房
- 水村典弘(2004)『現代企業とステークホルダー－ステークホルダー型企業モデルの新構想－』文眞堂
- 三戸公(1997)『現代の学としての経営学』文眞堂
- _____ (2002)『管理とは何か－テイラー、フォレット、バーナード、ドラッカーを超えて』文眞堂
- 村田晴夫(1984)『管理の哲学』文眞堂
- _____ (1991)「組織における価値と論理－組織倫理学的可能性－」『組織科学』24-4
- 森本三男(1994)『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房
- _____ (2004)「企業社会責任の論拠とステークホルダー・アプローチ」『創価経営論集』第28巻第1・2・3号合併号、創価大学経営学会
- 山本安次郎(1964)『経営学要論』ミネルヴァ書房
- 山本安次郎・加藤勝康編(1982)『経営学原論』文眞堂
- 吉原正彦(1980)「バーナードの管理責任論への道－組織の経済を中心として－」『千葉商大論叢』第18巻 第2号、千葉商科大学国府台学会
- Barnard, C.I.(1938) *The functions of the executive*, Harvard University Press.(山本安次郎・田杉競・飯野春樹訳(1968)『新訳 経営者の役割』ダイヤモンド社)
- Berle, A.A and Means, G.C. (1932) *The Modern Corporation and Private Property*. New York: Macmillan.(北島忠男訳(1958)『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社)
- Carroll, A.B.(1993) *Business and Society : Ethics and Stakeholder Management*, 2nd.ed., South-Western Publishing.
- Carroll, A.B. and Buchholtz, A.K.(2006) *Business and Society : Ethics and Stakeholder Management*, 6th.ed, South-Western, a division of Thomson Learning.
- Davis, K and Blomstrom, R.L.(1975) *Business and Society: Environment and Responsibility*, 3th.ed, McGraw-Hill

Book Company

- Donaldson, T. and Dunfee, T.W.(1994) "Toward a Unified Conception of Business Ethics: Integrative Social Contracts Theory" *Academy of Management Review*, Vol.19, No.2
- Follett, M. P.(1918) *The New State*, Pennsylvania State University Press(三戸 公監訳、榎本世彦・高澤十四久・上田 鷺(1993)『新しい国家－民主的政治の解決としての集団組織論－』文眞堂)
- Freeman, R.E.(1984) *Strategic Management: A Stakeholder Approach*. Boston: Pitman/Ballinger - Harper and Row
- Friedman, M. (1962) *Capitalism and Freedom*. Chicago: University of Chicago Press.(熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳(1975)『資本主義と自由』マグローヒル好学社)
- Mitchell, R.K. Agle, B.R. and Wood, D.J.(1997) "Toward a Theory of Stakeholder Identification and Salience: Defining the Principle of Who and What Really Counts" *Academy of Management Review*, Vol. 22, No.4
- Wood, D.J. and Jones, R.E.(1996) "Research in Corporate Social Performance." In Burlingame, D.F. and Young, D.R. eds., *Corporate Philanthropy at the Crossroads*. Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press.

논문투고일 : 2019년 06월 20일
심사개시일 : 2019년 07월 17일
1차 수정일 : 2019년 08월 05일
2차 수정일 : 2019년 08월 12일
게재확정일 : 2019년 08월 16일

 <要旨>

企業の社会的責任論に関する学史的考察

- CSRの概念的基礎 -

安兒藤

本稿では今まで行われてきた主要なCSR論を取り上げ、その基本的性格を明らかにすべく、CSR概念の現状と課題について考察する。第1に、先行研究における「社会的」という概念に焦点を合わせ、基本的なCSR概念について検討する。第2に、従来のCSR論において一般的に議論されてきたCSR否定論と肯定論という対比図式に基づき、CSRにおけるストックホルダー的企業観とステイクホルダー的企業観について考察する。そして第3に、バーナードの経営学説からみるCSR概念を概観し、それに基づくCSRの概念的基礎を示す。

その結果、バーナードの言う個人道徳・社会道徳に込めつつしかも「組織道徳」に基づいた責任の段階のことが「事業経営」であり、従来のCSR経営やCSR研究(外在的側面)を超えるような経営発展・経営革新を目標とするCSRのあり方(内在的側面)であると捉えた。流動的かつ多様な現代社会においては「道徳性(道徳的社会的責任)」に基づき、「有効性(職務責任)」と「能率(対応責任)」を図る「意思決定責任」こそ、CSRの概念的基礎と捉えることができたのである。

CSRに関する多様なアプローチが存在するとしても、その目的と内容に対する解釈は一義的ではない。しかし、もともとバーナード本人の意図がどうであれ、提示される理論そのものが有用である以上、CSRの概念的基礎を示す上で高く評価したい。ただ、CSRにおけるバーナードの組織道徳概念や協働システム概念における本質的側面を捉えるためには、さらなる研究が求められる。

A Historical Study on Corporate Social Responsibility

- Conceptual basis of CSR -

Ahn, Tae-Hyuk

In this paper, takes up the main CSR theories that have been conducted so far, and examines the current state of CSR concepts and issues. First, we will focus on the concept of “social” in previous research and consider the basic concept of CSR. Second, we will consider stockholder-like corporate views and stakeholder-like corporate views in CSR, based on the contrast between CSR negatives and positives generally discussed in conventional CSR theory. And third, I will outline the concept of CSR in Barnard’s theory of business and show the conceptual basis of CSR based on that.

As a result, “business management” is the stage of responsibility based on “organizational morality” while responding to individual morality and social morality by Barnard. That is the ideal way (internal aspect) of CSR that aims at management development and management innovation that goes beyond conventional CSR management and CSR research (external aspect). In a pluralistic modern society, “decision-making responsibilities” for “effectiveness (job responsibility)” and “efficiency (correspond responsibility)” based on “morality (moral social responsibility)” are the conceptual basis of CSR.

There are various approaches to CSR, but the interpretation of the purpose and content is not unambiguous. Regardless of Barnard’s original intention, the theory itself presented is useful, so I would like to appreciate it in showing the conceptual basis of CSR. However, further research is required to capture the essential aspects of Barnard’s organizational moral concept and cooperative system concept in CSR.